第百七条（見出しを含む。）中「援護課」を「援護・業務課」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　内地以外の地域から内地に引き揚げた者の応急援護並びに引揚先における更生及び補導に関すること（援護企画課の所掌に属するものを除く。）。

二　戦傷病者、未帰還者留守家族及びこれらに類する者の援護に関すること。

第百七条に次の六号を加える。

六　未帰還者等（中国旧ソビエト未帰還者等を除く。次号において同じ。）の状況の調査並びに身上資料の作成及び保管に関すること。

七　未帰還者等の死亡の処理に関すること。

八　旧陸海軍に関する復員業務（旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関する業務を除く。）に関すること。

九　旧陸海軍に関する人事資料に関すること。

十　旧陸海軍に関する恩給請求書の進達に関すること。

十一　第六号から前号までに掲げるもののほか、旧陸海軍の残務の整理に関すること（援護企画課及び事業課の所掌に属するものを除く。）。

第百八条を次のように改める。

（事業課の所掌事務）

第百八条　事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　戦没者の遺骨の収集、墓参及びこれらに類する事業に関すること（援護企画課の所掌に属するものを除く。）。

二　旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関すること。

第百三十条第八号中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改める。

第百三十条の二第四号中「児童手当法」を「子ども・子育て支援法」に改め、「拠出金」の下に「（同法第六十九条第一項第一号に掲げる事業主に係るものに限る。）」を加える。

第百五十八条中「五課」を「四課」に、「二人」を「三人」に改め、「調整第三課」を削る。

第百六十一条第五号中「他課」を「総務課及び調整第二課」に改め、同条第六号中「及び調整第三課」を削り、同条に次の一号を加える。

七　都道府県労働委員会が行う場合における個別労働関係紛争の解決の促進に関する事務についての助言及び指導に関すること。

第百六十二条中「設立された法人」の下に「（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人を除く。）」を加える。

第百六十三条を削り、第百六十四条を第百六十三条とする。

附則第二条を次のように改める。

第二条　削除

附則第四条第二項中「育成環境課は、第九十七条各号」を「総務課は、第九十二条各号」に改める。

附則第十一条を削る。

（労働組合法施行令の一部改正）

第二条　労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第三項を次のように改める。

3　使用者を代表する地方調整委員、労働者を代表する地方調整委員及び公益を代表する地方調整委員の数は、別表第一に定める区域ごとに各四人とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二十三条の二関係）

区域名	当該区域に含まれる都道府県
東日本	北海道　青森県　岩手県　宮城県　秋田県　山形県　福島県 群馬県　埼玉県　千葉県　東京都　神奈川県　山梨県　新潟県　茨城県　栃木県 福井県　長野県　岐阜県　静岡県　愛知県　三重県　富山県　石川県
西日本	滋賀県　京都府　大阪府　兵庫県　奈良県　和歌山県　鳥取県　島根県 広島県　山口県　徳島県　香川県　愛媛県　高知県　福岡県　佐賀県　長崎県 熊本県　大分県　宮崎県　鹿児島県　沖縄県

別表第二を次のように改める。

別表第二（第二十三条の三関係）

名称	位置	管轄区域
西日本地方事務所	大阪市	滋賀県　京都府　大阪府　兵庫県　奈良県　和歌山県　鳥取県 島根県　岡山県　広島県　山口県　徳島県　香川県　愛媛県　高知県 福岡県　佐賀県　長崎県　熊本県　大分県　宮崎県　鹿児島県 沖縄県

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（労働組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の際現に地方調整委員である者は、当該地方調整委員としての任期が満了する日までの間、引き続き地方調整委員として在任するものとする。この場合において、当該地方調整委員の数は、第二条による改正後の労働組合法施行令（次条において「新令」という。）第二十三条の二第三項に定める数を上回ることができる。

第三条　この政令の施行の際現に地方調整委員である者に係る区域については、当該者に係る第二条の規定による改正前の労働組合法施行令別表第一に定める区域を包含する新令別表第一に定める区域を当該者に係る区域とみなす。

（援護審査会令の一部改正）

第四条　援護審査会令（昭和二十七年政令第四百三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「援護課」を「援護・業務課」に改める。

（児童手当法施行令の一部改正）

第五条　児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号を削る。

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三